

ふるさと始良応援寄附金返礼品提供事業者募集要項

1 目的

始良市では、ふるさと納税を寄附いただいた市外在住の方に、地元特産品等を返礼品として贈呈しています。本市へのふるさと納税の促進と地元特産品等を広くPRすることを目的に、ふるさと納税返礼品として商品やサービスを提供していただける事業者（以下「返礼品提供事業者」といいます。）を募集します。

2 返礼品提供事業者のメリット

返礼品の商品名、商品画像、返礼品提供事業者名等を全国の方々がアクセスする「ふるさと納税ポータルサイト」に掲載し、広く全国にPRします。人気の商品となれば、全国への販路拡大と売上向上につながります。

3 返礼品提供事業者の募集要件

返礼品提供事業者は、次の要件を全て満たす必要があります。ただし、要件を満たしていても本市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 市内に事業所（本店・支店等はありません。）を有する法人、団体又は個人事業者で、これまでに事業の実績があること。ただし、市内で生産された農産物等を原料に加工、製造、販売を行い、本市のPRに寄与していると認められる場合は、この限りではありません。
- (2) 各種法令等を遵守した生産、加工、製造、販売を行っていること。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び始良市個人情報保護条例（平成22年始良市条例第18号）を遵守し、寄附者の個人情報は、返礼品の発送及び寄附者からの問合せ以外の目的に使用してはならないこと。

4 返礼品の要件

返礼品は、次の要件を全て満たす必要があります。ただし、要件を満たしていても本市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 平成31年総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準を満たしていること。
- (2) 食料品については、5日以上賞味期限が保証されていること。特に生鮮食料品については、寄附者の返礼品発送希望日等を確認し、配送業者とも調整したうえで適切に寄附者に届くものであること。

5 応募方法

(1) 返礼品提供事業者の登録に必要な書類

- ア ふるさと始良応援寄附金返礼品提供事業者登録申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 市税の滞納のない証明書

(2) 返礼品の登録に必要な書類

- ア ふるさと始良応援寄附金返礼品登録申請書（様式第3号）
- イ 返礼品の画像データ

6 返礼品提供事業者及び返礼品の審査

返礼品提供事業者の募集要件及び返礼品の要件に照らして審査し、結果を通知します。

7 返礼品の変更等

登録している返礼品の内容を変更する場合や登録を辞退する場合は、ふるさと始良応援寄附金返礼品登録（内容変更・辞退）申請書（様式第4号）を提出してください。

8 委託事業者

ふるさと始良応援寄附金事業の効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者情報や配送等に係る情報の適正管理、寄附者からの問合せの対応等に万全を期すため、次の事業者と業務委託契約を締結しています。

LR株式会社 鹿児島県日置市伊集院町郡1343番地1

9 寄附金額の決定

返礼品の提供価格は、返礼品及び包装や発送に必要な箱代等に消費税を含めた額（以下「返礼品の代金」といいます。）とし、原則として3,000円以上で設定するものとします。

寄附金額は、返礼品の代金を寄附金額の3割以内で、かつ、ふるさと始良応援寄附金事業を実施するにあたり発生する諸経費を加算した金額が寄附金額の概ね5割以内になるように市で決定します。

10 費用負担

- (1) 返礼品の代金及び送料は、市が負担します。ただし、返礼品提供事業者の瑕疵により発生した代替品による補償や返礼品の再送・転送に要する費用は、返礼品提供事業者の負担とします。
- (2) ふるさと納税ポータルサイトの使用に関する費用は、市が負担します。

11 返礼品提供事業者の辞退

返礼品提供事業者を辞退する場合は、辞退日の1か月前までに、ふるさと始良応援寄附金返礼品提供事業者辞退届（様式第5号）を提出してください。

12 返礼品提供事業者の責務

(1) 返礼品は、返礼品提供事業者の責任において品質管理等に努め、提供するものとしします。寄附者から問合せ等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容については市及び委託事業者へ必ず報告してください。

なお、返礼品の品質等における保証、トラブル等に対する対応については、返礼品提供事業者の責任において行うものとしします。

(2) 返礼品の発送は、発送期限を厳守してください。

(3) 返礼品の提供にあたっては、地場産品基準及び食品表示法を遵守してください。

なお、地場産品基準及び食品表示法について市が調査・確認する場合は、必要な書類を提示し、その求めに応じなければなりません。

(4) 返礼品提供事業者の故意又は重大な過失により、ふるさと始良応援寄附金事業の円滑な運営に損害を生じさせた場合、その損害について賠償する責を負うものとしします。

13 その他の留意事項

(1) 返礼品の代金を請求する際は、前月に発送を行った返礼品の請求書を、翌月10日までに始良市商工観光課ふるさと納税推進係へ提出してください。

(2) 返礼品提供事業者や返礼品の要件に適合しなくなった場合、又は本市のイメージを損なうような行為があった場合は、返礼品提供事業者や返礼品の登録を取り消すことがあります。

(3) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によることとしします。

【お問合せ先】

〒899-5492

鹿児島県始良市宮島町25番地

始良市企画部商工観光課ふるさと納税推進係

TEL：0995-66-3145（直通）

[E-mail:furusato@city.aira.lg.jp](mailto:furusato@city.aira.lg.jp)